

事務連絡
平成 26 年 6 月 6 日

各 (都道府県
政令市
特別区) 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例により実施した定期の予防接種に関する情報の提供について

予防接種行政につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る定期の予防接種に関する事務については、「避難住民に関する特定の事務の告示等について (通知)」(平成 23 年 11 月 15 日総行行第 203 号総務省自治行政局行政課長通知) 及び「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例について」(平成 23 年 11 月 17 日付け事務連絡) により実施していただいているところです。

今般、避難先団体において実施された避難住民に係る定期の予防接種の実施状況について、避難元団体への情報提供が十分に行われていないことから、避難住民に係る定期の予防接種の実施状況に関する情報提供について、「「避難住民に関する特定の事務」により実施した予防接種に関する情報の提供について (依頼)」(平成 26 年 6 月 2 日 26 健第 1694 号福島県保健福祉部長通知) により各都道府県、政令市、特別区予防接種主管部局長宛てに依頼されたところです。

つきましては、避難先団体において実施された避難住民に係る定期の予防接種の実施状況について、避難元団体に情報提供くださいますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対する周知方よろしくお願いいたします。